

計算書類に対する注記(法人本部拠点用)

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
 - ・器具及び備品：定額法
- (2) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金：新潟県の退職共済制度に基づく法人負担の掛金累計額を計上している。
- (3) 消費税等の会計処理
 - 消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 採用する退職給付制度

- ・新潟県民間社会福祉職員退職積立基金制度
- ・中小企業退職金共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点において作成する計算書類等は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人本部拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(①))
 - ・「法人本部」
 - ・「地域生活支援事業」
 - ・「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」

拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))の作成は省略する

4. 基本財産の増減及の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	10,000,000	0	0	10,000,000
合計	10,000,000	0	0	10,000,000

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	628,320	244,838	383,482
合計	628,320	244,838	383,482

8. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

9. 重要な後発事象
該当なし

10. その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び
純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

以上

計算書類に対する注記(交流センター事業拠点用)

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
 - ・器具及び備品：定額法
- (2) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金：新潟県の退職共済制度に基づく法人負担の掛金累計額を計上している。
- (3) 消費税等の会計処理
 - 消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 採用する退職給付制度

- ・新潟県民間社会福祉職員退職積立基金制度
- ・中小企業退職金共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点において作成する計算書類等は、以下のとおりになっている。

- (1) 交流センター事業拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(①))
 - ・「交流センター事業」
 - ・「喫茶事業」
 - ・「新潟ふれ愛プラザ一体管理事業」

拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))の作成は省略する

4. 基本財産の増減及の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	3,066,415	2,954,588	111,827
合計	3,066,415	2,954,588	111,827

8. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

以上

計算書類に対する注記(情報センター事業拠点用)

1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

・退職給付引当金 : 新潟県の退職共済制度に基づく法人負担の掛金累計額を計上している。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 採用する退職給付制度

- ・新潟県民間社会福祉職員退職積立基金制度
- ・中小企業退職金共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点において作成する計算書類等は、以下のとおりになっている。

(1) 情報センター事業拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))、拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))については、サービス区分が1つのため作成を省略している。

4. 基本財産の増減及の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	2,136,770	2,136,767	3
合計	2,136,770	2,136,767	3

8. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

以上

計算書類に対する注記(法人本部(公益)拠点用)

1. 重要な会計方針

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 採用する退職給付制度

該当なし

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点において作成する計算書類等は、以下のとおりになっている。

(1) 法人本部拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))、拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))については、サービス区分が1つのため作成を省略している。

4. 基本財産の増減及の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

8. 重要な後発事象

該当なし

9. その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

以上